

地域密着型介護サービス費の請求に関する手引き

(介護予防) 認知症対応型通所介護

地域密着型介護サービス費の請求に関する事項については、現在の体制を変更しようとする場合にあらかじめ届け出る必要があります。

次の要領に従い、郵送（持参不可）にて届出を行ってください。封筒表面に「地域密着型介護サービス費に係る届出書在中」と朱書きの上、不着時のトラブルを避けるため、必ず簡易書留にて郵送願います。

また、期限後の提出や、期限内の提出であっても内容等に不備がある場合は受理できませんので、お早めに提出願います。（加算に係る事項については、一切、遡及はしませんので、ご注意ください。）

なお、加算及び減算に係る届出については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表」に従い、必要な書類を提出してください。

加算に係る事項

1 書類の提出期限について

介護職員処遇改善加算を除き、算定開始月の15日までに広域連合本部事業課育成指導係必着。

（例：4月15日までに提出すれば、5月より算定可能。）

サービス区分	届 出 日	加算算定開始月	(例)
○認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	毎月15日以前	翌月	(5月1日から算定の場合) 4月15日締切
○小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	毎月16日以降	翌々月	
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○複合型サービス			
○認知症対応型共同生活介護 (短期利用型を含む) 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型を含む)	届出受理日が月の初日	当該月	(5月1日から算定の場合) 5月1日締切
○地域密着型特定施設入居者生活介護	届出受理日が月の初日以外	翌月	
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第一 届出手続きの運用

1 届出の受理

(5) 届出に係る加算等の算定の開始時期

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス又は介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護における届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月十五日以前になされた場合には翌月から、十六日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。…（略）…

2 提出書類

【共通事項】

- ・ 変更届出書（様式第2号（第4条関係））
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- ・ 認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額を記載したもの。
（運営規程や重要事項説明書等介護給付費算定に係る体制等の変更に伴い改正したもの。）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表

【算定体制ごとの個別事項】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表に記載の書類を添付してください。

3 加算の種類

【各加算の見方】

加算名と、届出の要・不要

加算を算定可能なサービス

ア 延長サービス加算 届出必要 【平成24年度変更】 介護給付 （予防給付）

- ・ 所要時間7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について算定される。
- ・ 認知症対応型通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるもの。
- ・ 延長サービスを行うことが可能な体制（適当数の従業員の確保）を取っていること。

算定対象時間が

9時間以上10時間未満の場合	50単位を加算する。
10時間以上11時間未満の場合	100単位を加算する。
11時間以上12時間未満の場合	150単位を加算する。

加算の
概要

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費（1 介護予防認知症対応型通所介護費）

注3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間7時間以上9時間未満の指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間7時間以上9時間未満の指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定（介護予防）認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定（介護予防）認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が9時間以上となる場合は、算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を所定単位数に加算する。

根拠となる
法令等

- ・ 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について算定される。
- ・ 認知症対応型通所介護と延長サービスを通算した時間が 9 時間以上の部分について算定されるもの。
- ・ 延長サービスを行うことが可能な体制（適当数の従業者の確保）を取っていること。

算定対象時間が

9 時間以上 10 時間未満の場合	50 単位を加算する。
10 時間以上 11 時間未満の場合	100 単位を加算する。
11 時間以上 12 時間未満の場合	150 単位を加算する。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費（1 介護予防認知症対応型通所介護費）

注 3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定（介護予防）認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定（介護予防）認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が 9 時間以上となるときは、算定対象時間が 9 時間以上 10 時間未満の場合は 50 単位を、10 時間以上 11 時間未満の場合は 100 単位を、11 時間以上 12 時間未満の場合は 150 単位を所定単位数に加算する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

（3） 七時間以上九時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

延長加算は、所要時間七時間以上九時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、三時間を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① 九時間の認知症対応型通所介護の後に連続して三時間の延長サービスを行った場合
- ② 九時間の認知症対応型通所介護の前に連続して一時間、後に連続して二時間、合計三時間の延長サービスを行った場合には、三時間分の延長サービスとして百五十単位が算定される。

また、当該加算は認知症対応型通所介護と延長サービスを通算した時間が九時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、

- ③ 八時間の認知症対応型通所介護の後に連続して三時間の延長サービスを行った場合には、認知症対応型通所介護と延長サービスの通算時間は十一時間であり、二時間分（＝十一時間－九時間）の延長サービスとして百単位が算定される。

なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていること。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

- ・ 認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置
 - ・ 利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、これに基づき、計画的に機能訓練を行っている場合
 - ・ 1日につき27単位を加算する。
-
- ・ 1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが加算の対象となる。ただし、この場合、理学療法士等を配置する曜日をあらかじめ定め、利用者や居宅介護支援事業者に周知する必要がある。
 - ・ 認知症対応型通所介護事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、認知症対応型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めないこと。
 - ・ 開始時及びその3か月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費（1 介護予防認知症対応型通所介護費 注6）

注5 指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定（介護予防）認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

（4）個別機能訓練加算について

- ① 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。
- ② 個別機能訓練加算に係る機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）は、一日百二十分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、一週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、認知症対応型通所介護事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、認知症対応型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ③ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、認知症対応型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。

④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその三か月後に一回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。

⑤ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

ウ 入浴介助加算 届出必要

介護給付（予防給付）

- ・ 入浴中の利用者の観察（自立生活支援のための見守りの援助）を含む介助を行う場合に算定。
- ・ 1日につき50単位を加算する。
- ・ 利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として身体に直接接する介助を行わなかった場合でも加算の対象となる。
- ・ 部分浴、清拭は対象とならない。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費（1 介護予防認知症対応型通所介護費）

注4 …（略）…入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

（5）入浴介助加算について

認知症対応型通所介護入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである…（略）…が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

また、認知症対応型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

エ 若年性認知症利用者受入加算 届出必要

介護給付（予防給付）

- ・ 若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価を行う。
- ・ 1日につき60単位を加算する。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費（1 介護予防認知症対応型通所介護費 注5）

注6 …（略）…若年性認知症利用者…（略）…に対して、指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

若年性認知症利用者とは、

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって法第7条第3（4）項に規定する要介護者（要支援者）となった者をいう。

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

（特定疾病）

第2条 法第7条第3項第2号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

六 初老期における認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。）

介護保険法（平成9年法律第123号）

（定義）

第7条

3（4） この法律において「要介護者」（「要支援者」）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

二 要介護（要支援）状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要介護（要支援）状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）（※）によって生じたものであるもの

※政令で定めるもの＝介護保険法施行令第2条

第5条の2

…（略）…脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるもの…（略）…

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

（6）若年性認知症利用者受入加算について

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

- ・ サービス提供にかかる労力等を適切に評価する等の観点から評価の見直しを行う。
- ・ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合

介護給付

- ・ 1回につき150単位を加算する。（1月に2回を限度。3月以内の期間に限る。）
- ・ ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定する事ができる。

（予防給付）

- ・ 1月につき150単位を加算する。

※ 定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費（1 介護予防認知症対応型通所介護費）

注7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、

介護給付 3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

（予防給付）（1月につき150単位を所定単位数に加算する。）

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
 - ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
 - ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
 - ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。（※）
- ※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

（7）栄養改善加算について

- ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 管理栄養士を一名以上配置して行うものであること。

- ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、以下のイから二のいずれかに該当する者など低栄養状態にある者又はそのおそれがある者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とする。

イ BMIが一八・五未満である者

ロ 一～六月間で三%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成十八年六月九日老発〇六〇九〇〇一厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo. 11の項目が「1」に該当する者

ハ 血清アルブミン値が三・五 g/dl 以下である者

ニ 食事摂取量が不良（七五%以下）である者

ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者

なお、次のような問題を有する者については、上記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。

- ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
- ・ 生活機能の低下の問題
- ・ 褥瘡に関する問題
- ・ 食欲の低下の問題
- ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する（16）、（17）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
- ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する（18）、（19）、（20）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
- ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する（21）から（25）の項目において、二項目以上「1」に該当する者などを含む。）

④ 略

⑤ 概ね三月ごとの評価の結果、③のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）
基本チェックリスト

No.

11：6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか→1. はい

13：半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか→1. はい

14：お茶や汁物等でむせることがありますか→1. はい

15：口の渇きが気になりますか→1. はい

16：週に1回以上は外出していますか→1. いいえ

17：昨年と比べて外出の回数が減っていますか→1. はい

18：周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか→1. はい

19：自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか→1. いいえ

20：今日が何月何日かわからない時がありますか→1. はい

21：（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない→1. はい

22：（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった→1. はい

23：（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる→1. はい

24：（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない→1. はい

25：（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする→1. はい

- ・ サービス提供にかかる労力等を適切に評価する等の観点から評価の見直しを行う。
- ・ 口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能サービスを行った場合

介護給付

- ・ 1回につき150単位を加算する。（1月に2回を限度。3月以内の期間に限る。）
- ・ ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

（予防給付）

- ・ 1月につき150単位を加算する。

※ 定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費（1 介護予防認知症対応型通所介護費）

注8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、

介護給付

3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定する事ができる。

（予防給付）（1月につき150単位を所定単位数に加算する。）

- イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。（※）

※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

（8）口腔機能向上加算について

- ① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

- ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置して行うものであること。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。
- イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の三項目のいずれかの項目において「１」以外に該当する者
- ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する（１３）、（１４）、（１５）の三項目のうち、二項目以上が「１」に該当する者
- ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者
- ④ 利用者の口腔の状態によっては、口腔機能向上サービスによるよりも、医療における対応がより適切である場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科診療を受診している場合であって、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。
- イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合
- ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合
- ⑤ 略
- ⑥ 概ね三月ごとの評価の結果、次のイ、ロのいずれかに該当する者であって、継続的に歯科衛生士等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。
- イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者
- ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

認定調査票

嚥下 → 「１．できる」「２．見守り等」「３．できない」

食事摂取 → 「１．自立（介助なし）」「２．見守り等」「３．一部介助」「４．全介助」

口腔清潔 → 「１．自立（介助なし）」「２．一部介助」「３．全介助」

地域支援事業の実施について（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）
基本チェックリスト

Ｎｏ．

１３：半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか→１．はい

１４：お茶や汁物等でむせることがありますか→１．はい

１５：口の渇きが気になりますか→１．はい

キ サービス提供体制強化加算 **届出必要**

介護給付（予防給付）

- ・ 介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うとともに、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行う。

※ 定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） １回につき 12 単位を加算する。

- ・ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） １回につき 6 単位を加算する。

- ・ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上

- ・ 職員の割合は、（参考様式 19）サービス提供体制強化加算確認表を用いて、常勤換算方法により算出すること。
- また、（参考様式 19）の提出対象月については、当様式の【サービス提供体制強化加算の取扱いについて】を参照すること。
- ・ 算定開始以降も各事業所にて、要件を満たしているか確認すること。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

2 認知症対応型通所介護費（1 介護予防認知症対応型通所介護費）

ハ サービス提供体制強化加算

注 …（略）… 1 回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 12 単位

（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6 単位

厚生労働大臣が定める基準（平成十二年厚生省告示第二十五号）

三十三 認知症対応型通所介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1）単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数（共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設…（略）…の介護職員の総数を含む。）のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

（2）通所介護費等算定方法第六号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。（※）

※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1）当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数（共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、…（略）…を直接提供する職員の総数を含む。）のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

（2）イ（2）に該当するものであること。（※）

※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

（九十四 介護予防認知症対応型通所介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準第三十三号の規定を準用する…（略）…）

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

(10) サービス提供体制強化加算の取扱い

① 2(12)④及び⑤を準用する。

2(12)④…職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（三月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者としてすること。

2(12)⑤…前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合には、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

第一の5の届出…加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

4(10)② 勤務年数とは、各月の前月の末日時点における勤務年数をいうものとする。具体的には、平成二十一年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十一年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

4(10)③ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

(第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。)

ク 介護職員処遇改善加算 届出必要 【H24 年度新規】介護給付（予防給付）

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間、介護職員処遇改善加算を創設する。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数（注）にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。

介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の90/100

介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の80/100

サービス	加算率
（介護予防）認知症対応型通所介護	2.9%

（注）所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

[届出時期]

- ・ 加算を算定しようとする介護サービス事業者は介護職員処遇改善計画書を作成し、必要な書類と併せて、算定を受ける年度の前年度の2月末日までに、年度の途中で加算の算定を受ける場合は、算定を受けようとする月の前々月末日までに、福岡県介護保険広域連合長へ届出をすること。

[算定要件]

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

下記（1）から（8）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

下記（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（7）キャリアパス要件又は（8）定量的要件に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

下記（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。
- (2) **介護職員処遇改善計画書**
 - (1) の計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、福岡県介護保険広域連合長に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を福岡県介護保険広域連合長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) **キャリアパス要件**
 - 次のいずれかに適合すること。
 - ・ 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定め、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。**キャリアパス要件Ⅰ該当**
 - ・ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。**キャリアパス要件Ⅱ該当**
- (8) **定量的要件**
 - 平成20年10月から介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した、（賃金改善に関するものを除く）介護職員の処遇改善の内容及び要した費用を全ての介護職員に周知していること。

【賃金改善の実績報告】【38頁以降参照】

介護サービス事業者等は、各事業年度における 最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、福岡県介護保険広域連合長に対して、以下の事項を含めた「介護職員処遇改善実績報告書」を提出し、5年間（※条例による記録の保存期間）保存すること。

- 1 加算の総額
- 2 賃金改善実施期間
- 3 賃金改善実施期間における
 - ア 介護職員常勤換算数の総数
 - イ 介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 介護職員一人当たり賃金月額
- 4 実施した賃金改善の方法
- 5 第4号の賃金改善の実施に要した費用の総額
 - （賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）
- 6 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）
 - 第5号の額を第3号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費（1 介護予防認知症対応型通所介護費）

二（二） 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからハ（ハ）までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号）

三十四（九十五） （介護予防）認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第二十九号の規定を準用する

二十九

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 認知症対応型通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。）に届け出ていること。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長（特別区の区長を含む。）に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 認知症対応型通所介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

イ（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつイ（7）又は（8）に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

イ（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

（12）介護職員処遇改善加算について

2 の(13)を準用する。

2 の(13)… 介護職員処遇改善加算は、平成二十三年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行することを目的とし平成二十六年までの間に限り創設したものである。その内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること

介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成 24 年 3 月 16 日老発 0316 第 2 号 厚生労働省老健局長通知）

1. 基本的考え方

介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）は、平成 23 年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。

このため、当該交付金の交付を受けていた介護サービス事業者又は介護保険施設（以下「介護サービス事業者等」という。）は、原則として当該交付金による賃金改善の水準を維持することが求められる。

2. 加算の仕組みと賃金改善等の実施

（1）加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

（2）賃金改善等の実施等

① 加算の算定額に相当する賃金改善の実施

介護サービス事業者等は、加算の算定額に相当する介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。

なお、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

② 介護職員処遇改善計画書の作成

i) 介護職員処遇改善計画書の記載事項

加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「厚生労働大臣が定める基準」（以下「算定基準」という。）第四号イ（2）に定める介護職員処遇改善計画書を、次の各号に掲げる記載事項について、別紙様式 2 により作成し、別紙様式 3 により都道府県知事等（介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、介護サービス事業所等の指定権者が市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）である場合は、市町村長とする。以下同じ。）に届け出ること。

一 加算の見込額 3 により算定された額

二 賃金改善の見込額 各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額であって、一の額を上回る額

三 賃金改善を行う賃金項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種

類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

四 賃金改善実施期間 原則 4 月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の 3 月まで

五 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

ii) 必要書類の添付

加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善計画書に併せて、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。）及び労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付し、都道府県知事等に届け出ること。

なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする介護サービス事業者等が、前年度に加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、その提出を省略させることができる。

③ キャリアパス要件等届出書の作成

算定基準第四号イ（７）（以下「キャリアパス要件」という。）及び（８）（以下「定量的要件」という。）（以下「キャリアパス要件等」という。）については、次に掲げる基準の適状況に応じた 4 の所定の率を加算額に乘じるものとする。

キャリアパス要件等については、別紙様式 6 のキャリアパス要件等届出書を都道府県知事等に提出していることをもって要件に適合したものとする。

なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする介護サービス事業者等が、過年度にキャリアパス要件等届出書の提出をしている場合において、当該届出書の内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

（キャリアパス要件）

次の一又は二に適合すること。

一 次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

二 次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び a) 又は b) に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

b) 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

イ アについて、全ての介護職員に周知していること。

（定量的要件）

平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び当該改善に要した費用の概算額を全ての介護職員に周知していること。

④ 複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等の特例

介護職員処遇改善計画書は、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。都道府県等（介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県、市町村長である場合は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）。以下同じ。）の圏域を越えて

所在する介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）についても同様とする。なお、この場合、別紙様式4により、別紙様式添付書類2及び添付書類3を添付して、都道府県知事等に届け出なければならない。また、介護職員の賃金改善に係る経費については、当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含むものとする。

なお、複数の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

⑤その他

加算の目的や、算定基準イ（５）を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

3. 加算の見込み額の計算

介護職員処遇改善計画書における加算の算定額の見込み額は、次の計算による。

介護報酬総単位数×サービス別加算率…〈略〉…（一単位未満の端数四捨五入）×一単位の単価（一円未満の端数切り捨て）

介護報酬総単位数は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数とし、算定を受ける年度における介護サービスの提供に係る見込みにより算出する。この場合、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いること。

また、加算の見込み額は、各サービス別に都道府県等ごとに作成するものとし、複数の介護サービスを提供する介護サービス事業所等において、介護職員処遇改善計画書を一括作成する場合の加算の見込み額の計算については、別紙1に掲げる表1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された単位（1単位未満の端数切り捨て）を合算すること。

なお、上記は計画を作成する際の加算の見込みの算定方法であり、実際の介護報酬総額は、次の計算による。

（介護報酬総単位数＋介護職員処遇改善加算の単位数）×一単位の単価（一円未満の端数切り捨て）

4. 加算の単位数

年度内に支払われる加算の単位数は、介護報酬総単位数に、別紙1のサービス区分及び次の各号のキャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率を乗じて得た額（1単位未満の端数四捨五入）とする。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| 一 算定基準イ（７）又は（８）のいずれか一方に適合する場合 | 90/100 |
| 二 算定基準イ（７）又は（８）のいずれにも適合しない場合 | 80/100 |

5. 加算の停止

都道府県知事等は、介護職員処遇改善加算は、加算を算定する介護サービス事業者等が次の各号に該当する場合は、既に支給された加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は加算を取り消すことができる。

なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して介護職員処遇改善計画を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施する。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

- 一 算定要件を満たさなくなった場合
- 二 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

6. 都道府県知事等への届出

加算の算定を受けようとする介護サービス事業者等は、算定を受ける年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

ただし、介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。

また、年度の途中で加算の算定を受けようとする介護サービス事業者は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。

7. 平成24年度当初の特例

…〈略〉…

8. 都道府県知事等への変更の届出

介護サービス事業者は、加算を算定する際に提出した届出書、介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- 一 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- 二 別紙様式4により申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別
- 三 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要
- 四 キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率が変動する場合又は2（2）③一又は二の要件間の変更に限る。）があった場合は、キャリアパス要件等届出書の内容

9. 賃金改善の実績報告

介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、以下の事項を含めた別紙様式5の介護職員処遇改善実績報告書を提出し、2年間保存することとする。

- 一 加算の総額
- 二 賃金改善実施期間
- 三 第二号の期間における次の事項
 - ア 介護職員常勤換算数の総数
 - イ 介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 介護職員一人当たり賃金月額
- 四 実施した賃金改善の方法
「基本給を介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載すること。
- 五 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）
- 六 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）
第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

4 事後調査等で届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第一 届出手続きの運用

4 事後調査等で届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

- ① 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算については、当該加算全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定事業者に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。
- ② また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第一 届出手続きの運用

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

6 利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第一 届出手続きの運用

6 利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還

4又は5により不当利得金を市町村へ返還することとなった事業所においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費に係る利用者が支払った利用者負担金の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。

減算に係る事項

1 書類の提出期限について

原則として、あらかじめ広域連合本部事業課育成指導係に届出を行うこと。ただし、算定開始後の届出になる場合については、速やかに届出を行うこと。

2 提出書類

- ・変更届出書（様式第2号（第4条関係））
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表

3 減算の種類

ア 定員超過利用に対する減算（70/100）（届出不要）

- ・利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均（当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数）を用いる（小数点以下は切り上げ）。
- ・定員超過利用の基準に該当することとなった翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する。
- ・広域連合長は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導する。指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。
- ・災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から減算を行うものとする。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費（1 介護予防認知症対応型通所介護費）

注1 …（略）…。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）

六（十九） 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに（介護予防）認知症対応型通所介護費の算定方法

イ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の月平均の利用者の数（※1）が次の表の上欄に掲げる基準（※2）に該当する場合における（介護予防）認知症対応型通所介護費については、同表の下欄（※3）に掲げるところにより算定する。

（※1）…（略）…指定認知症対応型通所介護の事業と指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定認知症対応型通所介護の利用者の数及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数の合計数

（※2）運営規程に定められている利用定員を超えること。

（※3）指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて算定する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

1 通則

（6）定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

- ② この場合の登録者、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の数は、一月間（暦月）の利用者等の数の平均を用いる。この場合、一月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。
- ③ 利用者等の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所…（略）…については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。
- ④ 市町村長は、定員超過利用が行われている事業所…（略）…に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が二月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- ⑤ 災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

イ 人員基準欠如（看護・介護職員）に対する減算（70/100） 届出必要

- ① 1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する。
- ② 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

- ・ 職員数は、暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定する（小数点第2位以下を切り捨て）。
- ・ 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする）の平均（前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数）を用いる（小数点第2位以下を切り上げ）。
- ・ 従業者に欠員が出た場合の他に、従業者が病欠した場合等も含まれる。
- ・ 広域連合長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

1 通則

（7）常勤換算方法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所…（略）…において常勤の職員が勤務すべき

時間で除することによって算定するものとし、小数点第二位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に一割の範囲内で減少した場合は、一月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

(8) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

② 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数…（略）…を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げるものとする。

③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、

イ 人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、

ロ 一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

⑥ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

4 認知症対応型通所介護費

(11) 人員基準を満たさない状況で提供された認知症対応型通所介護

指定地域密着型サービス基準第四十二条又は第四十五条に定める員数の看護職員又は介護職員が配置されていない状況で行われた認知症対応型通所介護については、所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を算定するものとする（通所介護費等の算定方法第六号ロ及びハ）。従業者に欠員が出た場合の他に、従業者が病欠した場合等も含まれる。ただし、市町村は、従業者に欠員が生じている状態が一か月以上継続する場合には、事業所に対し定員の見直し又は事業の休止を指導するものとする。指導に従わずに事業を継続する事業所に対しては、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。)

ウ 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護に対する減算 (63/100)

(届出不要)【平成24年度変更】

・ 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護の単位数を算定できる利用者

心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者

・ なお、2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護であっても、認知症対応型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当でなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきであること。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費 (1 介護予防認知症対応型通所介護費)

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ（1）（一）若しくは（2）（一）又はロ（1）の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。

厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）

三十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第十三号に規定する利用者

第十三号… 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者

（八十 …（略）…指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表…（略）…の介護予防認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第十三号に規定する利用者）

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

（2）二時間以上三時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合の取扱い

二時間以上三時間未満の認知症対応型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者…（略）…であること。なお、二時間以上三時間未満の認知症対応型通所介護であっても、認知症対応型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

エ 同一建物居住者等への減算（届出不要）【平成24年度新規】

- ・ 通所介護事業所と同一建物に居住する者、又は通所介護事業所と同一建物から通う者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合。
- ・ 1日につき94単位を減算する。
- ・ 傷病その他やむを得ない事情により一時的に送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

3 認知症対応型通所介護費 （1 介護予防認知症対応型通所介護費）

注10 単独型・併設型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は単独型・併設型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該単独型・併設型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

4 認知症対応型通所介護費

（９）事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認知症対応型通所介護を行う場合について

① 同一建物の定義

注 10 における「同一建物」とは、当該指定認知症対応型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に指定認知症対応型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

② 注 10 の減算の対象となるのは、当該事業所と同一建物に居住する者及び同一建物から当該指定認知症対応型通所介護を利用する者に限られることに留意すること。したがって、例えば、自宅（同一建物に居住する者を除く。）から認知症対応型通所介護事業所へ通い、同一建物に宿泊する場合、この日は減算の対象とはならないが、同一建物に宿泊した者が認知症対応型通所介護事業所へ通い、自宅（同一建物に居住する者を除く。）に帰る場合、この日は減算の対象となる。

③ なお、傷病により一時的に送迎が必要と認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、二人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定認知症対応型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、二人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について認知症対応型通所介護計画に記録すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）